

〔解説〕

1) 不適切。

2022 年 5 月から、原則として、実施事業所に使用される第 1 号等厚生年金被保険者は企業型年金の加入者となります。従来設けられていた、60 歳以上の者を企業型年金加入者とするための要件（60 歳以前から同一事業所で継続して雇用されていること）は削除されました。従って、第 1 号等厚生年金被保険者であれば、70 歳未満の者は企業型年金加入者となります。ただし、一定の資格が設けられている場合はその資格がない者は企業型年金加入者となりません。選択肢の場合は 65 歳未満であれば資格を満たすので、63 歳の従業員は 60 歳以前から継続雇用されているか否かによらず、企業型年金加入者となります。

2) 不適切。

60 歳以降に新たに雇用された者も含め、第 1 号等厚生年金被保険者であり、一定の資格（選択肢の場合は 65 歳未満であること）を満たす場合は、企業型年金の加入者となります。

3) 適切。

第 1 号等厚生年金被保険者であっても、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等（企業型年金の老齢給付金の裁定請求を行い、老齢給付金を受給中または受給を終了した者）である場合は、企業型年金の加入者となりません。60 歳以上の従業員を新たに雇用した場合には、本人からの申告などにより判断する必要があるので留意が必要です。

4) 不適切。

個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者等であるか否かは、企業型年金の加入者となるか否かの判断には影響を及ぼしません。従って、個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者等である場合でも、企業型年金の加入者とすることができます。

なお、個人型年金の場合は、個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者等である場合は、加入することはできません。一方、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等である場合でも、個人型年金には加入することができます。